

From たんぼぼ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
受信日時 2022/08/30 火 19:22

たんぼぼ舎です。【TMM:No4567】地震と原発事故情報- 4つの情報をお知らせします

たんぼぼ舎です。【TMM:No4567】
2022年8月30日(火)地震と原発事故情報-
4つの情報をお知らせします
転送歓迎

-
- ★ 1. 中国電力から中電文書7 (末国文書6) が届く
反論書の回答要求には答えず、民争調停を柳井簡易裁判所に
申し立てる、との内容
論拠は漁業権や自由漁業を理解していないお粗末な判決・決定
柳井簡易裁判所で中国電力相手に「ゼミ」を開こうと思います
連載「権利に基づく闘い」その31
熊本一規 (明治学院大学名誉教授)
 - ★ 2. 原子力規制委が4年ぶりに浜岡原発を視察
次期委員長・山中伸介委員はどう見た？
安全審査8年目も進んだのは10項目中3項目...ほか
メルマガ読者からの原発等情報2つ(抜粋)
黒木和也 (宮崎県在住)
 - ★ 3. 火山のなかった場所で突然噴火するのは珍しくない
能登半島の不気味な群発地震は地下のマグマが原因
「警戒せよ！生死を分ける地震の基礎知識」その455
島村英紀 (地球物理学者)
 - ★ 4. 新聞より3つ
 - ◆ 誰のための政治なのか
原発政策の無謀、民主主義抹殺の国葬の強行
鎌田 慧 (ルポライター)
(8月30日「東京新聞」朝刊23面「本音のコラム」より)
 - ◆ 原発に IAEA 調査団 ウクライナ あすにも現地入り
(8月30日「日本経済新聞」朝刊13面より抜粋)
 - ◆ 朝日川柳 山丘春朗選 より2つ
国会の嫌いな人の遺志を継ぎ 渡部茂光(福岡県) ほか

※9/7(水)2つの申し入れ・抗議行動にご参加を！
2つの行動 = 定例は第1水曜です

1. 第50回とめよう！東海第二原発 20年運転延長・
2024年9月の再稼働はゆるさない！日本原電本店抗議行動
茨城県東海第二原発の再稼働工事を止めよ！

日 時：9月7日(水)17:00より18:00 (夏時間です)
場 所：日本原電本店前(住友不動産秋葉原北ビル 台東区上野5-2-1)
JR秋葉原駅より5分

※ 9/13(火)学習会にご参加を

「戦後改革の歴史的位相：帝国の解体と象徴天皇制」

お 話：山田 朗さん（明治大学文学部教授）

日 時：9月13日(火)18時より21時 講師のお話は19時から

会 場：「スペースたんぽぽ」

参加費：800円 予約必要です。9/8と同じ方法です

□

■ 1. 中国電力から中電文書7（末国文書6）が届く

| 反論書の回答要求には答えず、民争調停を柳井簡易裁判所に

| 申し立てる、との内容

| 論拠は漁業権や自由漁業を理解していないお粗末な判決・決定

| 柳井簡易裁判所で中国電力相手に「ゼミ」を開こうと思います

| 連載「権利に基づく闘い」その3 1

└── 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

上関原発ボーリング調査をめぐり、末国陽夫中電代理人から2022年7月19日付け文書（中電文書7,末国文書6）が送られてきました。注1

祝島島民の会からの2022年5月27日付け反論書に記した「ボーリング調査に伴う補償が永久制限補償であることを論証せよ」との回答要求には全く答えないまま、自らの主張の論拠として、従来 of 和解条項・広島高裁平成19年6月15日判決に山口地裁岩国支部平成22年1月18日決定を加えて、柳井簡易裁判所に民事調停を申し立てる、との内容です。

反論書の回答要求に答えられずに裁判所にすがるうということでしょう。

一般に、司法判断と聞くと重たく受け止められがちですが、漁業権に関する限り、司法判断は間違いだらけといっても過言ではありません。

「共同漁業権は漁協の権利」と判示した最高裁平成元年7月13日判決は、その最たるもので、共同漁業を営める組合員がなぜ組合員全員でなく、関係地区（共同漁業権に関して定められる漁村部落）に住む組合員で決める漁業権行使規則によって関係地区組合員に限定されるかをはじめ、漁業法の多くの条文を説明できない、間違った判決なのです。注2

しかし、怪我の功名で、お粗末な最高裁平成元年判決のおかげで、漁業法研究者の間では、司法判断と聞いても「また間違っているに違いない」と思われるようになっていきます。

中国電力が論拠とする司法判断も例にもれません。

端的に言えば、「共同漁業権管理委員会が共同漁業とその他の漁業との関係を調整してきたから、共同漁業権管理委員会が埋立に同意し、補償金を受け取れば埋立できる」とした判断ですが、そもそも「調整」とは、権利者はそのまま権利間の調整をすることをいうのであって、調整者が権利者になるわけではありませんから、調整者が権利者に代わって権利侵害に同意できるはずはありません。

かつて、共同漁業権の権利者に関して、中村敦夫参議院議員の田中信一郎秘書（現在千葉商大准教授）をつうじて水産庁に質問書を出したことがあります。水産庁は、それまでの水産庁見解（権利者は関係地区組合員とする見解で「総有説」という）に基づく回答と最高裁平成元年判決（権利者は漁協とする見解で「社員権説」という）に基づく

回答の二つの相矛盾する回答を並列させてきました。

回答を持参した水産庁に対して、中村議員の部屋で論争しましたが、わずか5分程度で決着が付き、あとは田中氏の言によれば「大学のゼミのような感じになった」とのことでした。注3

中国電力の申立てを受け、民事調停1回目は10月5日に設定されました。

民事調停は、訴訟と違ってじっくり協議できるようですので、柳井簡易裁判所で中国電力相手に「ゼミ」を開きたいと思っています。(注4)

注1：中電文書7は筆者のホームページ(<http://kumamoto84.net>)に掲載しています。

注2：川辺川ダムをめぐる熊本県収用委員会では、国交省が最高裁平成元年判決を持ち出したのに対し、「正しい法解釈なら漁業法の条文を説明できるはずだ」と主張して条文説明要求書を互いに出しあうことを収用委員会に認めさせ、条文説明要求書をめぐる論争で圧勝しました。詳しくは、拙著『海はだれのものか』、第1章を参照。

注3：水産庁に続き、最高裁事務総局に対しても、田中秘書を通じて最高裁平成元年判決をめぐる論争を申し込みましたが、「見解を記したものを送ってほしい」との依頼が来たため拙稿を送ったところ、

1. 「最高裁小法廷判決は大法廷判決によって覆し得る」、及び
2. 「補償を受ける者に関する下級審を含めたすべての判決のうち約8割が漁協でなく組合員としている」の二点を教えるので、論争はご勘弁を、との回答をよこしただけで論争からは逃げられました。

詳しくは、拙著『公共事業はどこが間違っているのか?』、205~207頁参照。

注4：民事調停申立書等も筆者のホームページ(<http://kumamoto84.net>)に掲載しています。

□

- 2. 原子力規制委が4年ぶりに浜岡原発を視察
 - | 次期委員長・山中伸介委員はどう見た？
 - | 安全審査8年目も進んだのは10項目中3項目...ほか
 - | メルマガ読者からの原発等情報2つ(抜粋)
- └── 黒木和也 (宮崎県在住)

1. 原子力規制委が4年ぶりに浜岡原発を視察
 - 次期委員長・山中伸介委員はどう見た？
 - 安全審査8年目も進んだのは10項目中3項目

8/29(月)22:49配信「静岡放送(SBS)」
<https://news.yahoo.co.jp/articles/cb28d7e57e134766c32fe3c4ee43c7ca3f802603>

2. 国葬「2億5000万円」の真っ赤な嘘
 - 相次ぐ海外要人の「出席検討」でG20並みの警備なら
 - 「100億円超」も
- 8/29(月)21:51配信「SmartFLASH」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/0a32de9d033a0a408c87226d4e941c0eb717b0dc>